

STCW条約基本訓練(消火)コース



区分	STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練 通達コース (STCW条約基本訓練(防火・消火)講習)	
対象	船舶に乗り組むすべての船員	
訓練	1日(火災消防実習1日) 受講料: 64,790円(消費税10%込) 昼食代: 990円(消費税8%込)	
概要	持運び式消火器の取扱い、実火を使用した大小規模の消火、呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW条約が定める10科目を体得する訓練	
要	第1日	0830~0850 日程説明等 0850~0950 座学 (火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤) 0950~1200 実習 (消火器取扱い、ホースハンドリング、消火作業の基本) 1300~1600 実習 (機関室火災消火、高発泡区画への進入及び通過、室内火災、搜索救助、自蔵式空気呼吸具装着) 1600~1700 判定試験等

センターでは、STCW条約コード表A-6-1-2(防火及び消火)で規定されている以下の10科目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|--|--|
| ① 各種持運び式消火器の使用 | ⑦ 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動 |
| ② 自蔵式呼吸具の使用 | ⑧ 炎及び大量の煙の充満した居住区または模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火 |
| ③ 小規模火災の消火 | ⑨ 霧放射器(fog applicator)及び噴射(spray)ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火 |
| ④ 大規模火災の水による噴射(jet)及び噴射(spray)ノズルを用いた消火 | ⑩ 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施 |
| ⑤ 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火 | |
| ⑥ 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけでの進入及び通過 | |

※ 本訓練の修了に際して行われる判定試験に合格すると、「STCW条約基本訓練(消火)修了証明書」が即日発行されます。

この証明書は「STCW条約コード表A-6-1-2(防火及び消火)に定める全ての科目(1~10)」の訓練の実施、知識技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。

※ STCW条約A-6/1節の2及び国土交通省海事局の通達において、STCW条約コード表A-6-1-1(個々の生存技術)、STCW条約コード表A-6-1-2(防火及び消火)に定める科目については、5年ごとにその全ての科目について知識技能が維持されていることを確認することが義務付けられています。

※ 年間訓練計画日以外で企業様専用での本コースの実施をご希望の場合は、当センター業務部訓練課(横須賀研修所)(TEL 046-826-3660)までお申し込みください。